

なっており、多くの場合はそれを児童福祉所管課においているところが多いようである。このようにして階層化された会議構成と、事務局を中心とした運営体制をとる協議会が日々活動し、支援を必要としている家族を見守っている。

実際に上記のような運営体制でうまく協議会が運営できればよいのであるが、一部自治体では、「ネットを作ったがうまくまわらない」という悩みも聞かれる。そこには、各関係機関の相互理解や協力度がまだ十分でないという理由もあるかもしれないが、他方で事務局機能がうまく機能していないことに原因がある場合もあると思われる。

事務局を中心として協議会を運営する形については普及してきたが、運営上の問題として、調整機関が協議会を動かすエンジン部分としてうまく機能していくための議論が必要となってこよう。

2) 協議会の発展と事務局（調整機関）の悩み

協議会の中心である事務局は、児童相談所のバックアップ体制のもとでスーパーバイズを受けて実務を行う。そこで事務局は各機関からの情報や市民からの通報・相談を集約し、記録をし、ケース管理を行うだけでなく、個別ケース会議の開催に向けての調整や、各関係機関がスムーズに連携をしやすいように連絡調整の要となる役割を担っている。人口 10 万人以下の自治体では、日頃他の業務も行いながらの仕事であるので実際にはかなりの実務量がともなうと考えられる。

協議会が取り扱う対象領域や運営の仕方については地域性や人口規模などによって各自自治体で様々な特色がある。協議会（ネットワーク）が有効に機能していても、ネットワークはいつも同じ状態にとどまらず、実践の中で各関係機関の協力度が増す結果、

よりよい形に発展をしていく。その結果自然とケースの相談が増え、把握率が高くなり、より早期からの支援が可能となるなどのよい循環が生まれてくる。したがって、協議会の運営は設立当初にくらべるとより機能的な発展をしていく。それは形式的に作られた協議会が自然と地域のニーズになじんでくることを意味する。その結果事務局は、設立当初に考えていた協議会の構想よりも多くのケースワークに携わらなければならない可能性がでてくる。

もしも事務局を担当する職員が一人若しくはそれに近い少数である場合、地域の実情に合った運営を円滑に進めることができるのか、もしくは息切れをせずに長く継続して仕事をやりきれぬのかという不安や、事務局担当者が虐待という問題に触れ続けること、またその数の多さから慢性的な疲労を感じ続けられないか、という心配が出てきてもおかしくはない状況があると思われる。これまでこのような事務局の運営についての疲労感や不安感について議論されることはあまり注目されてこなかったかもしれない。

3) ネットのエンジン部分をいかに稼働させつづけるのか

このような事務局の疲労感や不安感に対して、どのように工夫をしたらよいのであろうか。本来これら事務局のバックアップは児童相談所によるスーパーバイズによって解消されるのが望ましいが、ネットワークが成熟するにつれ、市町村と児童相談所との役割分担がはっきりとしていき、市町村機関が児童相談所に全面的に依存するということは現実的ではなくなっていると思われる。したがって、事務局の活動を客観的にみながら必要なまとめや提案をしていく人材が市町村内であるとよい場合がある。それが協議会の構成部会の「座長」

の役割となるであろう。

座長は、事務局の運営的な実務には多くは関わらないものの、全ケースについての一定の把握をし、必要な場合は事務局と一緒にケース進行管理や協議会の運営について考え、連絡調整で奮闘の最中である事務局とはちがった目線から提言を行っていく。こうすることによって事務局は相談相手を伴いながら実務にあたることができ、その結果精神的な疲労・不安感は多少軽減される方向に向かっていくと思われる。

したがって協議会運営は、事務局とそれを客観視する座長と、バックアップをする児童相談所という機能の違う三者が協力し合うことによって、息切れすることなく稼働し続けることとなる。

4) 運営上での役割分担という考え方

協議会の事務局の担当者は、日々かかってくる虐待に関する相談・通告を受け、処遇の方向性を決め、関係機関への連絡調整などをしていく。通告を受けた後のケースワークの始まりである。このとき、一人の人間が虐待状況や支援についての判断と、ケースワークのための連絡調整を同時にすると、多少疲れがでてくるとおもわれる。ましてや実際には複数いる関係機関の担当者へ電話等をつなげるだけでも時間がかかる仕事である。時には判断が鈍り、「もう少し様子を見てみよう」として関係機関との調整が滞ることにつながる可能性もあるかもしれない。

このような状況を改善するため、前述の座長が判断やプランニングの一部を担っていくと、事務局は仕事の多くのウェイトを連絡調整に徹することができ、その分仕事

ははかどり、ネットの対応速度は上がっていくことにつながるであろう。このような役割分担をもつことによって虐待事例への対応がよりスムーズに行われることがある。

(5) その他座長の役割

座長は個別ケース会議では司会進行役となる。事務局のように普段より各関係機関と電話等の連絡をとっていないこともあり、ケース会議では再度関係者の意見を聞き、より客観的に状況を整理することができる。ケース会議では出された報告や意見から問題の本質をとりだし、それに基づいて支援の方針や目標、役割分担などを決めていく。この点でも事務局は会議の進行を座長に委託することにより、ケース会議の開催のための連絡調整や記録に徹することができる。

また座長は定例実務者会議においても司会進行役となる。事務局の実務とは違った見方で各関係機関の参加者の意見をまとめていき、新しく必要となる取り組みについての企画立案を立てたり、ケースの進行管理について意見を述べるといった役割を持つことができる。このようにして事務局だけで抱える運営面を、事務局を別の立場から補助する役割を持たすことで、協議会の運営がスムーズでかつ息長く続くことができるようになるであろう。

V 児童相談所

A 児童相談所と市町村の工夫

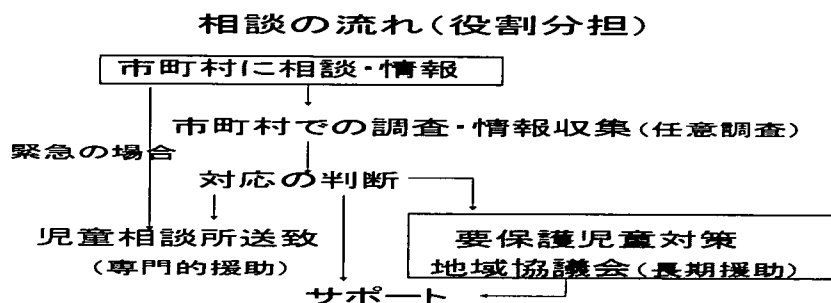
安部計彦

1. 通告後の役割分担

1) 市町村から児童相談所へ

まず最初に、市町村に虐待情報が入った場合の市町村役場の動き方を<図1>で示す。

<図1>



<図1>のように市町村役場に相談や情報が入った場合のうち、市町村として緊急な対応が必要と判断した時には、早急に児童相談所に送致して専門的な援助を要請する。

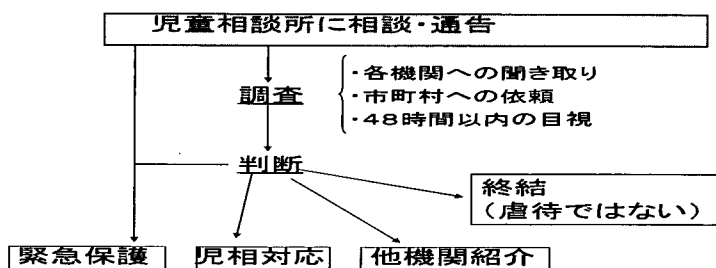
しかし、緊急対応を必要としない多くの相談や情報については、市町村として独自に調査を行い、虐待状況など総合的にアセスメントをした上で対応方法を判断する。この場合、①やはり児童相談所の専門的な援助が必要と送致する、②市町村が独自に相談に応じ、援助を実施する、③要保護児童対策地域協議会に参加している関係機関が参加して個別事例検討会等を開催し、地域の関係機関が共同で援助を行う、という三つの方法から選択される。なお②や③を選択する場合は、児童虐待の程度が軽く、家にいても子どもの安全は保障されているという判断が必要である。

2) 送致を受けた児童相談所

児童相談所が虐待通告を受けた場合の対
<図2>

応は、<図2>のようになる。その場合、通告元が市民や学校であれ市町村であれ、基本的な考え方に差はない。児童虐待という情報が児童相談所に入った場合、児童相談所では直ちに危険度や緊急度の判断を行い、必要に応じて緊急に保護するなどの対応を行う。しかし基本的には、各機関への聞き取りや市町村への情報提供を依頼し、48時間以内の児童相談所職員による目視など、できるだけ多くの機関から情報を集め、多角的な面から状況を判断して、①緊急保護を行う、②児童相談所として対応する、④他機関を紹介する、などの対応を決める。そして虐待ではないと判断した場合は、児童相談所としての対応を終結する。このとき、虐待の有無と児童相談所の責任の有無が判断の一番の要因であり、その家族が抱える困難さや支援の必要性はあまり重要視されず、結果的にその家族を多機関によるネットワークで支えるという発想は乏しい。

児童相談所での虐待相談の流れ



* ネットワーク作りの発想は乏しい

3) 市町村からの送致の場合の児童相談所の対応

<図1>において児童相談所がかかわるのは、市町村から児童相談所での対応を期待されて送致されたものである。しかし児童相談所の対応は<図2>で示したように、ケースを受理し、多くの場合、改めて児童相談所において調査を行った上で受理会議や援助方針回で対応方法の検討が行われる。その理由としては、前述のように児童相談所の権限と責任を考慮した上で対応を決定するためである。そのため、逆に児童相談所から市町村に対して、合同での家庭訪問など、市町村に協力を依頼する場合もある。

ところで、市町村が家庭訪問を行う際に児童相談所職員にも同行を依頼したり面接の際に同席を求めるなど、児童相談所に援助を求める意味で送致を行う場合もある。しかし送致という行政処分を行うと、援助の主体は児童相談所に移る。そのため前述のように、必ずしも送致した市町村の意向通りに児童相談所のかかわりが行われるとは限らない。であるから、市町村がある程度中心となって今後も継続的にかかわる予定である場合は、児童相談所に送致するのではなく、援助依頼をして家庭訪問の同行や合同面接を行うべきであろう。一方、児童相談所に送致した後も、市町村としては在宅での援助が可能と判断し、要保護児童対策地域協議会の個別事例検討会が開かれ、地域の関係機関が共同して援助を行う場合もある。このときは児童相談所も要保護児童対策地域協議会のメンバーとして参加するが、この会議の調整機関は市町村であるなど、市町村中心の援助である。そのため児童相談所に送致する意味がなくなる場合もある。このように児童相談所が要保護児童対策地域協議会の一員として参加することを期待することを目的とする場合には、先に児童相談所と協議し、送致の必要性を

確認することが必要となる。

4) 要保護児童対策地域協議会

児童虐待はひとつの機関や一人の担当で対応できる問題ではなく、また、してはならない。そのため児童福祉法第25条の2の規定により、地方公共団体は単独または共同して、要保護家庭への調査や援助のために要保護児童対策地域協議会を設置することができる。しかし要保護児童対策地域協議会における決定には法的拘束力はなく、その目的と役割は、参加する機関同士の情報交換と援助方針の決定、役割分担である。

児童相談所はメンバーとしてこの要保護児童対策地域協議会に参加するが、そこにおける児童相談所が担う役割分担としては、例えば児童相談所が持つ専門的機能として、心理判定や心理治療、一時保護、施設入所措置などがある。また児童相談所が直接保護者や子どもにかかわらなくても、スーパーバイズ的に事例の推移や援助機関の動きに対してコメントすることを期待される場合もある。

5) 役割分担の拘束力

例えば、ある個別事例検討会議において、児童相談所の役割として子どもの一時保護が決定されたとしても、児童相談所としては、その役割分担の決定はできるだけ尊重するにしても、権限と責任を持つ児童相談所長としては、また児童相談所としての組織的な意思決定を行う援助方針会議においても、その役割分担に縛られることなく、独自の調査や判断を行い、その必要性の有無や時期、長さを決定することができる。つまり、児童相談所としての判断や優先順位決定の中で、要保護児童対策地域協議会での役割分担に反した判断を行うことは起こりえるし、現在の法律の構造上、仕方が

ないことであろう。

しかし、このような行為は地域の関係機関の不信や怒りを買ひ、結果的にその後の援助に大きな支障になることが多い。このような事態を防ぐには、定例実務者会議などで、日頃から関係機関に対して児童相談所の判断基準や優先順位などを説明し、理解を求める努力が必要である。

6) 児童相談所からの依頼

逆に児童相談所から市町村や要保護児童対策地域協議会に対して、援助を求める場合もある。具体的には、①家族支援で市町村のサービスを利用したり、日常的なサポートを期待する、②一時保護や施設入所から家庭に帰る場合に、見守りを中心に継続的な援助を期待する、というような場合である。児童虐待においては、児童相談所はさまざまな強制力を持つが、実際の援助に際しては、強制力と同時に、サポートも重要である。

一般に児童虐待の原因の一つは、家庭内のストレスが弱い立場の子どもに向かうこともあり、さまざまな課題や困難を抱える家族への支援により、家庭内ストレスの軽減を図ることも重要である。この児童相談所が市町村等に対して援助依頼を行う際には、今後も児童相談所の関わりが継続する場合と、近い将来終了することが予定されている場合とがある。つまり援助の実施主体が、児童相談所のままであるのか、近い将来市町村や要保護児童対策地域協議会に移ることを想定しているのかは重要な点である。このように児童相談所から市町村に援助依頼があった場合には、市町村や要保護児童対策地域協議会は、児童相談所の意図を十分見極める必要がある。

7) 措置解除の場合の個別ケース検討会議 児童虐待が原因でなくても長期に家族か

ら離れていた子どもが施設から家庭復帰する場合は、家庭引き取り後に家族関係がうまくいかず、数ヵ月後に虐待が始まる事例は多く、最悪の場合では死亡事件も起きている。現在でも施設からの家庭引き取りに際しては、児童相談所から市町村や要保護児童対策地域協議会に参加する各機関への通知や援助依頼が行われているが、実際は施設からの引き取り直前や事後であることが多い。そのため、子どもを引き取った家族への市町村などの地域の関係機関のアプローチは家族から拒否される場合が多く、市町村での対応が困難である事例が多い。そのため、家庭引き取り前に児童相談所主催で、市町村役場等に保護者と地域の関係者が集まって個別事例検討会を開くことが大切である。その具体的手順としては、引き取りが予定されている2か月前と1か月前の2回、保護者にも同席を求め、家庭復帰を関係機関全体で祝福しながら、家庭引き取り後の援助について話し合う会議を開催する。その際、関係機関としては特に虐待の再発を一番恐れるため、児童相談所はその点について保護者に過去にあった虐待の発生要因に関することがらを「心配」として伝え、同時に保護者が行ってきた努力を関係機関に紹介しながら、虐待が再発しないようにみんなで協力することを保護者に伝えることが大切である。

8) 温度差

そもそも児童相談所と市町村や要保護児童対策地域協議会のメンバーの役割分担がうまくいかないのは、個別事例検討会において、ケースの危険度や緊急度の判断が食い違ったり、今後の展開の見立てが違う場合などである。日々子どもや家族の状況の変化に「ハラハラドキドキ」の地域の関係者と、虐待の程度としてはまだ安全と判断して「マダマダ」と一時保護を洩る児童相

談所との関係は、時には感情的な対立になってしまう。そのような対立場面では、合同で児童虐待のアセスメントシートを記入し、家族全体の情報を整理すると同時に、家族が持つプラス要因も考慮する必要がある。また、地域の関係者の不安や保護者への拒否感が子どもの分離を強引に主張する背景にある場合も多いため、子どもの分離だけでなく多様な実現可能な援助方法の提案も、児童相談所には必要である。

なおこのような事態にならないためにも、日ごろから定例実務者会議を開催し、児童相談所の権限や利用手続き、判断基準や優先順位などを広報することも大切である。

また市町村役場として慣れないうちは、最初から困難事例に取り組むのではなく、比較的容易な事例からはじめ、参加する関係機関同士の信頼関係を形成することも大切である。

9) まとめ

児童相談所も要保護児童対策地域協議会のメンバーであるが、強制介入など児童相談所にしかない権限があるため、他の参加機関と児童相談所が対立してしまう事態はよく起きる。しかしそれは当然起こる事態である。個別事例検討会で方針決定をされたとしても、児童相談所の持つ権限と責任を要保護児童対策地域協議会が代わりに行使できることはなく、児童相談所(長)は、要保護児童対策地域協議会での方針や役割分担を尊重はしても、結果的に独自の判断を行うこととなる。これはシステム的な課題である。そのため、要保護児童対策地域協議会に参加する児童相談所以外の機関は、定例実務者会議などで児童相談所の判断基準や優先順位を十分理解することが必要である。同時に、例えば、新規事例で児童相談所に全然情報がない場合において、「今大変なので、今すぐ一時保護が必要」と言わ

れても、児童相談所としては対応できないこともある。そのような事態を避けるため、定例実務者会議や必要に応じては個別事例検討会の場で、市町村が危険性が高いと判断する事例については、継続的に児童相談所に情報を伝えることが大切である。

B. 児童相談所側と市町村へのスーパーバイズのありかた

油谷豊

現在、多くの市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、機関連携、ネットワークによる支援が取り組まれている。虐待対応は個人や一つの機関のみで対応できることは少なく、複数の機関や地域の支援が有効であり必要である。

虐待に至る要因は、複数の要因が重なっていることが多く、虐待を受けている子どもと

虐待をしている親だけの問題だけではなく、家族全体の問題であることも多い。多面的で多様な支援を組み合わせることによって改善が図られることが多い。その家族に関わっている、また関わる事が可能な機関が連携し、それぞれの機関の持つ機能を十分発揮し、重層的に支援することが大切である。

しかし実際の現場では、連携は掛け声倒れになってしまい、機関同士の不信感までおこってしまう。例として、市町村側からは、「児童相談所が子どもを保護してくれない」、「頼んでも、判断してもらえない」等あり、児童相談所側からは「事故が起こったら、責任を押し付けられるのではないか」、「市町村は直接的な支援機関なので、親と対立することは児童相談所がするべきと言われる」等があり、その中で「機関同士が陰悪になってしまう」、「他の機関が協力してくれない」、「意見の違いが調整できない」、「いつまでたっても改善がなく、しんどい

ままが続く」と連携が次第に形骸化してしまう危険性がある。

虐待への支援は、常に子どもの生命、安全がかかっており、機関同士の軋轢もより大きく、引きにくいものであり、悪い方向でエスカレートしやすいところがある。それぞれの機関が真摯に取り組んでいるにも拘らず、疲れ果ててしまい、重層的な支援が継続できずに、事故につながっていくことがある。この項では、連携をより有効なものにするための工夫について考察する。

1 要保護児童対策地域協議会における児童相談所の役割

(1) 虐待対応における児童相談所の独自の役割を行う機関としての役割

- ① 立ち入り調査
- ② 一時保護
- ③ 施設入所措置
- ④ 家庭裁判所への申し立て（裁判所の承認による施設入所・親権喪失の申し立て）

虐待対応における児童相談所の独自の役割として、上記のものがある。子どもを守る手段として有効なものである。※市町村にも同様の権限を持つべきとの意見もあるが、現段階では児童相談所に限定されている。この権限を持つ（持たざるをえない）機関と、持たない機関という立場の違いに起因する軋轢が多くあると考える。市町村としては、直接子ども、保護者と会っている場合や、保育所、学校等の日常的に連携のある機関からの訴えを聞く中で、虐待の状況の悪化を懸念して、早急な対応を必要と考える。市町村の支援によっても改善が見られなかったり、改善が少しあっても、虐待が継続する場合は、親子の分離が必要と判断し（市町村としてのアセスメントを行う場合も増えている）、児童相談所に「強権的な」介入を求めることがある。児童相談所

は市町村から送致や連絡を受けて、緊急の調査を行い、児童相談所としてのアセスメントを行い、必要な対応をとることになる。市町村と児童相談所の判断が同じであれば、軋轢は起こりにくいですが、実際の場面では、児童相談所は市町村、関係機関の支援の強化、調査の継続、市町村が保護者、子どもを児童相談所につなぐことを要請することが多く、緊急に子どもの保護を行うことは少ない。児童相談所としては、在宅支援による改善が可能と考えている場合や親子分離することによるマイナス面を勘案して、在宅強化の中で分離も検討する場面があると考える。児童相談所が子ども、保護者の状況を的確に把握、判断できていない場合や、市町村が十分な支援を試みる前に、起こりうる最悪の事態に過度の反応を起こしている場合もある。

また逆に児童相談所が分離、保護を考えるが、市町村が在宅支援を主張する場合もある。市町村が子ども、保護者への密接な関わりの中で分離の判断が困難になっている場合や、児童相談所が少ない情報を必要以上に過大に判断している場合もある。

児童相談所は困難事例やより高度の専門的対応が必要なケースを担当するとされているが、これは上記のような「強権的」な対応を必要とするケースに限定するものではない、これに限定すると児童相談所は権限的業務を行う機関となり、現実のケースに適切な対応が採れず、縮小傾向となり、結果として市町村の期待にも応えられないことになると思われる。緊急の分離を必要としないケースでも高度の専門性が必要なケースは多く、児童相談所が中心となって、市町村、関係機関との連携をリードし、一貫した支援を行うことも必要であり、その実践の積み重ねによって、市町村、関係機関からの期待に応えられる機能を維持できると考える。

※ 従来、虐待対応についても、受容的対応、自己決定を基本とする児童相談の手法を採ってきた。その中で、「強権的」手法である立ち入り調査、の保護者の拒否、反対の中での一時保護、家庭裁判所への申し立てについては、通常の方法が困難な場合の最後の手段との認識があった。現在もその側面はあるが、この間の全国の虐待対応の積み重ねの中で、虐待対応する支援者側として、常にこの手法についても、最後の方法としておいて置くのではなく、常に必要の是非を判断しつつ、通常の対応を行う考え方が強くなっている。

(2) 市町村の後方支援としての役割

市町村が虐待対応の第一義的機関として位置づけられ、児童相談所はその市町村を後方支援するものとされた。実際に子ども、保護者に一番近い位置にある行政機関であり、関係機関とも従来から密接な連携が図られており、市町村が虐待対応の第一義的機関としての機能を果たすことは極めて有効である。児童相談所は、実践の蓄積、制度的に高度の専門性を期待され、市町村を後方支援することを求められている。

しかし児童相談所にとって、虐待対応は行ってきたが、後方支援するための技術、方法を十分にはもっていない。児童相談所は前項で記載したように、「強権的」ともいえる権限を背景に支援を行ってきており、権限を背景としない支援に長けているわけではない。

また専門性の確保についても、専門職制度を採用していない都道府県も多く、また異動により、経験の蓄積も少ないところもある。

市町村の求める支援としては、「後方」の支援ではなく、「前方」の支援を求める、直接保護者、子どもに対応してほしい。緊急

度の高いケースはもちろんのこと、そうでないケースについても、児童相談所との同行や、ケース対応の判断やアセスメントを求める声もある。児童相談所の市町村支援は狭義の後方支援ではなく、市町村が本来持つべき役割を果たせるようになるための支援だけではなく、過渡期的には、市町村の現状に合わせ、必要な対応、支援を行うことであり、虐待対応に穴が開くこと、どこの機関も取り組んでいなかったための事故を防止することでもある。児童相談所、市町村のそれぞれの役割を明確にし、その機能を発揮することが、よりよい支援につながるが、建前だけで現実を無視することはあってはならない。

(3) 協議会が円滑に機能する要因

① 参加機関間の相互理解・非難しないこと

特に事務局を担う市町村担当課と児童相談所の相互理解、緊密な連携は不可欠である。

・ 市町村と児童相談所それぞれが実情を正確に理解すること。あるべき役割として理解するのではなく、現実に行っていること、できていないことを理解し、不足している部分をお互いに歩み寄って取り組む姿勢を持つこと。そのためにはお互いの足りない部分を非難しないことが大切である。非難することによって、不信感は高まり、お互いの足りない部分を責め合うことになる。当然協議会の雰囲気は悪くなり、他の関係機関も巻き込んでしまう。協議会をはじめとする機関連携、ネットワークは重要であり、不可欠のものではあるが、あるべき論から出発するのではなく、それぞれの機関の役割を基本として、少しでも連携が高まれば、よりよい支援の可能性が高まるのではと考えるようにする。

② 責任についての考え方

虐待対応の責任は、それぞれの機関の持つ機能と役割に応じて、必然的に発生しており、連携する機関の不備、不策を責めることにより免れるものではないこと。ネットワークは協議会という形を整えたとしても、責任を取りうるものではないと考える。

③ 中心的役割を果たす機関の虐待対応の力量と誠意

協議会の中心的役割を果たす機関は、事務局を担う市町村担当課、児童相談所や全体を把握できる保健センターや教育委員会と考えられるが、それぞれの役割に応じて、実践を重ね、連携を積み重ね、事例検討等で研鑽を積むことにより、実際のケース対応力と関係機関の期待に応えうる支援力をつけることが機関連携の基本となる。また連携においては相互の立場、限界を理解した上で必要な支援を拡大していく、誠意のある対応が不可欠である。

④ 関係機関による個別事案への連携による対応の実績を大切にすること

虐待対応については、多くのケースにおいて機関連携は不可欠であり、各機関の意図とは別に子ども、保護者の動きによって機関連携せざるを得ないことも多い。ネットワークはケース自身が作るとの考え方も成り立つ。この自然発生的なネットワークにおける成功と失敗、限界を見ておくことが大切である。市町村上層部によるトップダウンによって、協議会が成立したところでも、実践例は存在すると思われる。

⑤ 対応する人のたいへんさを理解し、大切にす姿勢の確立

繰り返しもなるが、虐待対応の業務は子どもの生命、安全に関わっており、子どもの将来、「幸せ」にも関わっており、当然、分離すれば解決するといった単純なものでもなく、支援する者が対応を苦慮することになる。また答えを保留して、熟慮したい

が、その間に事態が進んでしまうリスクもある。実際の対応の中で、心身を壊してしまう支援者も多くいる。お互いの足りない部分を非難しあう協議会では、協議会に出ること自体が負担となってしまう。協議会はお互いを支えあう、補い合う存在として、参加することによって、たいへんさを共感してくれる人がいて、ほっとできる、またがんばってみようと元気のわく存在でありたいと思う。

VI-A ケースの進行管理

天野義仁

1) 泉大津市の場合 泉大津市要保護児童対策地域協議会について

① 6部会と部会調整会議の設置

泉大津市では、平成11年から児童虐待防止ネットワーク（愛称：CAPIO）として被虐待児童への対応を行ってきたが、児童福祉法の趣旨に鑑み、児童虐待以外のあらゆる要保護問題への対応を図るべく、平成19年4月に組織改変をおこなった。

まず、これまでのCAPIOの活動はそのまま活かし、代表者会議と実務者会議の構成はそのままにし、CAPIOを一つの部会とし、それ以外に5つの部会を立ち上げ、それぞれの部会が有機的に連携を図れるよう部会調整会議を設置した。全体的な運営は、調整機関である児童福祉課が担い、各部会にそれぞれ事務局、実務者座長を置き、問題の位置づけを明確にし、個別の支援が必要なケースについては、各部会で対応し、事務局同士の調整役として部会調整会議を実施していくと考えた。

CAPIO以外の部会は、児童の非行問題を抱える家庭を支援する「社会性育成ネットワーク」、精神疾患や人格障害等の疑いによる問題を抱える保護者の家庭を支援する「心やわらぎネットワーク」、障害児や発達障害児による問題を抱える家庭を支援する

「発達支援ネットワーク」、周産期からの出産育児不安による問題を抱える保護者の家庭を支援する「周産期虐待予防ネットワーク」、児童の不登校やいじめによる問題を抱える家庭を支援する「不登校支援ネットワーク」である。

② ネット間の連携～ケースの移管
新たなネットワークの目的は、個々のケースについて、問題の要因となるのは虐待なのか虐待以外のものなのかといった問題の位置づけを明確にし、的確な支援方針を定めるとともに、虐待問題としては、落ちてきているが虐待問題以外の問題への支援が必要となった場合のネット間のケース移管にある。また、虐待以外の問題を早期に発見し対応していくことや CAPIO 以外のネットから CAPIO へ移管することも可能になる。このことにより、支援を要する児童の家庭を漏れなく支援し続けることができることとなった。

発達支援ネットワーク、周産期虐待予防ネットワーク、不登校支援ネットワークに関しては、要保護児童としてリスクの特に高いケースについてのみこのネットワークで支援していくこととし、そうでないケースについては、部会内で支援を完結できるケースとして区別していくこととした。

③ 子ども未来ネットワーク設立に向けて

泉大津市要保護児童対策地域協議会を核として、各種子育て支援事業や子育てサークル、民間団体との連携を図る子ども未来ネットワークを設立する。子育て支援のメニューは年々手厚くなっており、様々な事業展開がようやく目に見えるものになってきた。また、自主的に子育てグループやサークルとして独自に活動する芽もそだってきている。これらの子育て支援団体関係者をネットワークし、情報を共有し合い、連携し合うことにより、社会全体で子育てを

支援していく機運が高まるものと考えている。

参考図1:【子ども未来ネットワーク間連携の概念図】別添末尾参照

2) ケースの進行管理

① 管理台帳による進行管理

通告受理したケースは、その概要を管理台帳に記入する。管理台帳には、児童の氏名や所属、通告者、通告年月日などの他、四ヵ月ごとのケースの状況を記す欄があり、関与機関からの主な情報（判明した具体的な虐待の事実や相談内容など）を記入する。関与機関からの情報がなく空白になっているケースについては、事務局から所属機関に連絡をとり、状況把握することになりますので、状況把握の漏れはなくなると思われる。その他、管理台帳には、臨時実務者会議の開催日や概要、年間2回定期的実施するアセスメントによる「はい」の数を記す欄もあり、ケースの状況を一目で判るよう工夫している。【参考2】管理台帳

② 関係機関への在宅支援アセスメントシートの配布と記入

児童虐待防止ネットワークの定例実務者会議は約半年に1回開催され、ネットワークで支援を実施している全てのケースについて、実務者の代表が情報を共有し、議論する場である。定例実務者会議の準備として、全ケースについての在宅支援アセスメントシートを会議の約一ヶ月前に関与する関係機関に配布し、記入を依頼する。シートには、ケースNo、家族構成図、名前と生年月を記し、養育者や子どもの状態や養育状況、養育意欲、養育知識等25項目のチェック、現在の家族の状況、最後に虐待問題として支援継続か、一旦終結か等を問うものとなっている。一機関で複数のケースに関わりがある場合は記入依頼文にその旨を記し、

記入要領も同時に配布する。同期間内に臨時実務者会議（個別ケース検討会議）が開催される場合は、その場で記入することとなる。【参考図3】在宅アセスメントシート

③ 在宅支援アセスメントシートの集計、総括表の作成
配布したシートは会議の約 10 日前に回収し、ケース毎に集計し、総括表を作成する。但し、総括表には、個人情報への配慮のため氏名や所属は記入しない。これまでの経

過や最近の状況、シートの「はい」の数などを参考に、座長、事務局が協議し、終結か継続かの判断案を作成する。

④ 児童虐待防止ネットワークの定例実務者会議の開催
定例実務者会議で総括表に基づき、全ケースについての概要と現在の状況を報告し、終結か継続かの判断の了承を得ることになる。

参考：（モデル的なケースのやりとりを会話形式で表現したものです。）

実務者座長：「続いて、幼稚園に通う 4 歳の男子のケースです。虐待者は実母で、虐待種別は心理的虐待です。母親は、本児に対して叱り方がきつく、叩いてしまうことも認めています。本児には多動の傾向も見られるといったケースで、現在の状況は、夫や実家のサポートも良くなり、幼稚園に入園したことで母親が息抜きをしながら育児ができています。時々、小さな傷があるとのこと。アセスメントの「はい」の数は 3 個で、状態は、以前と比べてよくなっていますが、少し気になる記載があるので、もう半年様子を見るということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。教育委員会さんいかがですか」

教育委員会実務者：「はい、少し気になりますので、半年様子を見るということによろしいかと思えます。」

年々増加する通告件数への対応としても、ケースの正しい進行管理を行い、軽度なケースを終結し、より重症なケースを重視し支援していくことは極めて重要なことである。

⑤ ケースの終結、移管、継続処理
以下は、平成 19 年 6 月 20 日におこなわれた定例実務者会議における、その時点で把握する全てのケースの処理状況である。

□ 終結処理率（総ケースの 38%）

主な終結理由	終結処理の内訳
アセスメントの「はい」が 1 年以上 10 個以下で、6 ヶ月以内に特記する事項（身体虐待の事実等）なし。	48%
アセスメントの「はい」が今回 10 個以下で、6 ヶ月以内に特記する事項（身体虐待の事実等）なし。	32%
虐待者と別居するなど家庭環境が改善。	8%
アセスメントの「はい」が半年前 12 個から 0 になった。	4%
家庭内環境などネグレクト状況が改善。	4%
引き取り希望のあった対象児童が施設入所継続。	4%

「終結」とは、ネットワークでの関わりとしては終結することを意味する。従って、事務局としてのその後の状況把握は必要なくなるが、所属機関には、当分の間、引き続き見守りを依頼することとしており、再度、虐待や虐待を疑う事象が発覚された場合、通告されることになる。終結理由にアセスメントの「はい」の数 10 以下が半年から 1 年継続することが一定の基準になっているが、そのことだけで、終結処理に至るものではなく、これまでの経過や家族の状況、保護者の性格など総合的にリスク判断されるべきである。

□ 移管処理（総ケースの 10%）

心やわらぎネットワーク部会へ 移管処理ケースの 85%

不登校支援ネットワーク部会へ 移管処理ケースの 15%

虐待ケースとして、進行管理する中で、虐待ケースとしてはリスクが小さいものであったり、ケースの位置づけが虐待より他のケースの方がふさわしいとなった場合、部会調整会議で協議の上、「移管」として処理

する。

□ 継続処理（総ケースの 52%）

終結、移管を行わないケースは、継続ケースとなり、引き続きネットワーク関係機関で対応、見守りをしていくことになる。

<結果としての継続理由>

- ・ アセスメント「はい」が 10 以上
- ・ 主担機関の継続要望
- ・ 保護者の性格や人格からのリスクが高い。
- ・ 不在がちなどで保護者とうまく関わっていない。
- ・ 関係機関に対し拒否的
- ・ 最近、身体的虐待が確認された。
- ・ 最近、児童に問題行動があった。
- ・ 関わり期間が半年未満で情報不十分。

⑥ 部会調整会議の開催

児童虐待防止ネットワークの定例実務者会議で終結となったケースについて、他の部会に移管する必要がある場合は、部会調整会議で議論する。部会調整会議は、概ね 3 ヶ月に 1 回開催され、各部会の状況を、調

調整機関が把握できる機会でもある。他の部会から児童虐待防止ネットワーク部会へのケース移管も円滑に行うことができる。

3) 事務局の役割

ケースのマネジメントとは、関係機関担当者から当該ケースの情報を常に集約し、その都度、リスクを判断し、危機的な状況を改善または事前に回避するため、担当者へ対応を要請すること、または、不測の事態が起きたときに、適切に事態を処理していくことで、ネットワークの事務局が担う重要な役割である。

4) 課題

これまで CAPIO で取り組んできた活動を活かし、児童虐待問題以外のケースについても対応していくことを目的として、組織を拡大したが、CAPIO 以外では、臨時実務者会議（個別ケース検討会議）のあり方や事務局の役割など未経験の領域となっているので、手探りをしながらの運営となっている。

また、アセスメントに関しても児童虐待以外のものに関しては未開発であるので研究が必要となっている。

ケース移管については、部会調整会議で議論しながら決めていくこととしている、事例を積み重ねる中でルール化していく必要がある。部会調整会議を召集するのは、調整機関となっている、別途、総座長も設置しており、議論が分かれる場合の総座長や調整機関の役割やなども今後の課題となっている。

VI—B 明石市の場合

藤城宏樹

1) 人口30万人程度になると、虐待事案は、年間70件～100件程度あり、前年度以前から継続して関わっている事も200件以上ある。限られた職員数で、100件以上のケースを管理することは

非常に難しい。まして、他の業務を行いながらでは、つい、ケース管理がおろそかになってしまう。ケースの中には、

①常時動きのあるケース：放置しておかず、さまざまな関係機関が関わっている事案、

②ときどき何か動きがあるケース：養育不全が少しあり、軽度の事案であるが時々問題が発生する事案、

③まったく動きがないケース：通報があったがその後動きがなく、保育所等の関係者の「見守り」方針となってそのままとなっている事案 の3つに大きく分類できる。

①の常時動きのあるケースは、ケース管理担当者も常に気にしているし、関係者からさまざまな情報が頻繁に入ってくる人が多いので、個人票の記載も増加し、管理ができています。注意するのは、情報の連絡漏れである。

②のときどき何か動きがあるケースは、動きがあったときに関係者から情報が入りにくいことが多い。③のまったく動きがないケースは、「見守り」となっているだけで、ついつい、進行管理ができていないことが多い。限られた職員でケースを管理するには、工夫が必要である。要保護児童台帳を整備し、現在、どれだけの事案があるのか目に見えるようにすることが大切であり、常時チェックを行う基本である。通報があった場合、調査をし、個人票を作成して、対応していくが、可能な限り、個々のケースについて定期的に関係者と連絡を取り合うことが必要である。3～4か月に1回は情報収集とチェックを行うべきであるが、目の前の動きのあるケースの対応に追われるため、調整機関側からの連絡はおろそかになってしまう。このため、個別ケース検討会議を開催した場合、関係機関側から定期

的に連絡をしてもらうことをルール化し、徹底することが必要である。関係者からの連絡は、電話でも良いが、状況を簡単に報告できる帳票を作成し、学校、幼稚園、保育所、保健センターなどケースの直近の状況がわかる部署に定期的に報告を求めることが効果的である。

ただし、その情報を鵜呑みにするのではなく、あくまでひとつの情報であるという観点でとらえ、必要に応じ、電話をしたり、他の機関の意見を聴いたりなど、さらなる調査を行うべきである。ただし、保育所など所属機関がある児童の場合は情報が得やすいが、在宅の乳幼児の場合、保健センターの保健師しかかわりがない、あるいは、保健師もかわりがほとんどないなどが多く、なかなか情報を得ることができない。

こうした場合は、地域の児童委員や主任児童委員にも積極的に情報収集をお願いすべきである。

こうした情報収集結果をもとに、状況判定を行い、継続か終結かを決めていくことが必要である。状況判定においては、アセスメントシートの活用が望ましい。アセスメントシートに定期的にチェック・記載をしていくと、ケースの変化が客観的に見て取れるし、何ができるようになり、何ができず、支援が必要かなど、情報収集の方向も見えてくる

ものである。全ケースにアセスメントシートを活用するのは、時間的にも難しいかもしれないが、常時動きのあるケースやときどき動きのあるケースについては、

積極的に活用すべきである。また、総合的な判定、全ケースをチェックする上では、調整機関だけで判断するのではなく、児童相談所、保健所、調整機関を中心とした3者から5者程度の関係機関の集まりを、月に1～2回開催し、その会

議の場で、判定していくことも有効である。この定例会を行うことにより、調整機関の独善的な判断に陥ることを防ぐとともに、児童相談所の判断基準を身近に確認することにより、調整機関の判断力、対応力のレベルアップを図ることができる。ただし、月1回の定例会では、200件の事案すべてを見るのは困難であり、動きのある事案を重点的にするとか、新規ケースの対応方針を決定することを優先するとかの工夫が必要である。

Ⅶ 政令指定都市の場合

安部計彦

1. 現在全国で17ヶ所ある政令指定都市は、都道府県機能と市町村機能を併せ持っている。つまり市全体としては都道府県と同様の権限を持ち、市域をいくつかに分けた行政区では市町村と同様の機能を有する。

多くの区は福祉事務所を併設するので、家庭相談員をそこに配置しているところも多い。

しかし東京都の特別区とは違い、同じ行政組織であり、児童相談所職員と区役所の職員は同じ市職員として人事異動で交流もある。その結果、市町村業務である住民基本台帳（住民票）や保育所入所なども、都道府県業務である児童相談所と同じ組織として行っている。

2 子ども相談窓口

戦後長らく子どもの福祉に関する相談は、児童相談所の業務として行われていたが、児童福祉法の改正により、平成17年4月より、市町村が子どもと妊産婦の第一義的な相談窓口になった。しかし政令指定都市の場合、従来から市の機関として児童相談所が設置されていたため、法改正が行われたとき、市町村業務であっても、今までどおり児童相談所に対応するか、区に子ども

相談窓口を設置するかで、意見が分かれた。

当時、厚生労働省が市町村への権限移行に伴って通知の形で出した市町村児童家庭相談援助指針においては、都道府県（児童相談所）という表現を使い、市町村業務と明確に書き分けており、またイメージ図においても、都道府県（児童相談所）は市町村から離れた場所に位置づけられている。ただその援助指針の本文の中には、政令指定都市についての言及は見られない。その結果、各政令指定都市は、各都市の事情や判断により、区での子ども相談体制はさまざまである。特に、区役所と児童相談所が同一組織であるため、区役所が業務多忙で新規業務の受け入れを強硬に反対している場合、都道府県が市町村に権限を移行するより強い抵抗が生じる場合もある。

そのため現状は、①区ではごく簡単な相談や情報提供を行い、基本的には児童相談所で子ども相談を行う市、②区に虐待担当など子ども相談担当の職員を1名か2名配置し、ある程度のレベルまで区で対応しようとしているが、スタッフがいないため長期的な取組みやネットワーク作りもなかなか困難な市、③区に子ども相談窓口などを設置し、区としても積極的に支援に取り組んでいる市、という3タイプに分けられると思われる。

3 要保護児童対策地域協議会

上記のような窓口体制は、当然区における虐待援助のネットワークの構築にも大きな影響を及ぼす。要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会の3つから構成されるが、区で協議会を立ち上げるためには、①代表者会議への参加を区内の各団体に依頼する必要があるが、区での代表者会議は必要ない、②年1～2回、代表者会議を開催する内容を検討し、開催通知などの事務作業を行うなど

の業務が増える、③実務者会議で月1回関係者が集まる時間的な余裕がない、④個別事例検討会の開催も、児童相談所が中心になって行えばいい、など、区に新たな負担を強いるとして、大きな反発が起こった。しかし、子ども相談業務を区の仕事として体制を整えている市では、当然さまざまな困難事例に出会うため、児童相談所だけでなく区内の関係機関との連携を行わないと業務は回らない。そのため、子ども相談窓口の体制やそこで勤務する職員の意識の差が、区におけるネットワークの必要性の温度差となって現れている。ただ先述のように政令市の場合、児童相談所職員と区の職員は同一の組織に属し、機関同士の関係も対等であるため、区の反対を押し切って役割分担を強行できないという面が、都道府県と市町村との関係との差である。

4 政令市での要保護児童対策地域協議会

政令指定都市でも要保護児童対策地域協議会の運営については、市町村の場合と同様である。しかしその組織を市全体でひとつの協議会を設定するのか、区ごとに協議会を設定するかは、各市で考え方が違うようである。代表者会議は、市全体でひとつにするという考え方もあるが、警察は各区に警察署がある場合も多く、また民生委員協議会や保育所連盟、幼稚園連盟、校長会なども区ごとに組織がある場合も多く、できるだけ地域で顔の見える連携を考えるためにも、各区ごとに開催した方がいいと思われる。実務者会議は、各区役所に子ども相談窓口が置かれている以上、必ず各区ごとに実施する必要がある。その場合、各区役所の子ども相談窓口と児童相談所だけで行う方法もあるが、できれば母子保健や障害、生活保護、教育まで含めて会議を行うことで、よりきめの細かい対応や援助方法の展開が可能となる。個別ケース検討会議

は、区で子ども相談業務を行ってれば必然的に必要になる。その際、区の職員が児童相談所と同一組織であるため、区主催の会議への児童相談所職員の出席要請は、市町村より気軽に行える面はある。

5 区での相談援助の向上のために

政令指定都市の区で子ども相談窓口が有効に活動するためには、以下のようなことがらが必要と思われる。第一に、区における相談体制の充実であり、端的には専任職員の配置である。従来から区の福祉事務所には家庭相談員や母子自立支援員などが置かれ、場合によっては婦人相談員が置かれている。しかし身分は非常勤の嘱託が多く、また各相談員が個別に相談に応じて組織としての対応が困難であった。そのため、児童虐待などの困難事例を区で対応するためには、市職員の専任職員を配置して子どもや家庭に関する相談援助活動を組織的に行う必要がある。なお経験的には管轄人口10万人で子ども相談の専任職員が一人は必要である。ある政令市では、区役所に子ども相談窓口担当の係長を配置し、家庭相談、母子相談、婦人相談に教育相談を一括的に対応する組織を設置した。そして毎週受理会議を実施して相談内容の共有と判断の標準化を図っている。その結果、それまで相談員個人の能力と主観によって行われていた区での援助が、行政感覚を持った組織的な対応へと変化すると同時に、区での困難事例への対応力が飛躍的に向上した。

第二に定例実務者会議の充実である。政令市は人口密度が高く、様々な相談機関や病院など援助の社会資源には恵まれている。一方、匿名性が高く、近隣での助け合いはあまり見られない。そのため、家族への援助は、近隣地域や血縁などのインフォーマルな援助は少なく、行政も加わった意識的なネットワークの構築が必要である。また

実務者会議で地域の関係機関を定期的にバックアップすることで、地域での日常の援助が円滑に行くのは市町村と同じである。さらに実務者会議は、経験的に人口10万人で月1回が適当とされており、政令市の区においても、月1回の会議は必須である。なお政令市では、児童相談所が区と同等な立場にあるため、区が実務者会議を呼びかけやすいと思われる。

6 おわりに

政令指定都市は人口規模が大きく、住民の匿名性が高く、生活面でのストレスも高いため、児童虐待の発生リスクは高いだけでなく、住民同士の自然発生的なサポートは行われにくい面がある。市全体を管轄する児童相談所が各区と同一の組織であることは、人事異動を含め、意思の疎通が早く連携が緊密になる場合もあるが、逆にお互いが対等であるため、立場や意見の衝突が多く見られる場合もある。また市内では同一歩調での対応が求められるため、先進的・積極的な取り組みを一部の区だけで行うことも困難となる。

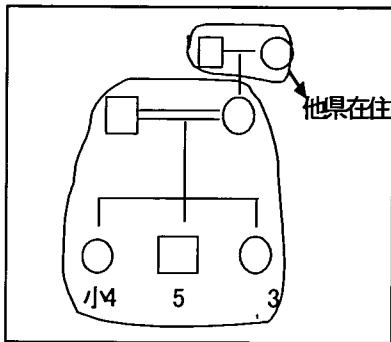
このような政令指定都市が持つ構造的な課題を含みながら、現在17の政令指定都市の取り組みは多様であり、各市はそれぞれ歴史的、地域的、政策的な要因を含みながら、特徴的な取り組みを行っているようである。

実践例；家事、育児能力の低さによる慢性的ネグレクト

笠原貴子

<ケースの概要>

子どもの面倒が十分みられていない。
経済的にも困窮 母夜間就労。
子どもは不登校、病気、発達の遅れなど
さまざまな問題があったケースである。



<経過>

X年1月31日

発端 父から他府県の母の実家に「母が家のことをほったらかしにしている」とSOSが出されて、祖母から祖母の居住している児童相談所に相談が持ちかけられた。「家庭訪問をしてちゃんと出来ていなかったら保護してほしい」とのことであった。

連絡を受けた本市担当の児童相談所が関わることとなった。

児童相談所から市に連絡あり。

調査 住民票で家族関係を調べる。(関わる手がかりを探る)

健康増進課；健診状況など確認 保健師が訪問する。

児童課で児童手当など調査。

学校の調査。長女は不登校。

X年2月1日

関係機関会議 (児童相談所、健康増進課、保健所、児童課家庭児童相談室)

事前調査などで得た各機関の情報を集約する。長男次女 発達の遅れがあったが支援に乗らず。長女 不登校でカウンセリングを受けていた。今後の方向性を探る。

家族(父)から 状況を聞くことになる。

X年2月10日

父の同意を得て 家庭訪問 (児童相談所)

家庭訪問後関係機関会議 (児童相談所 健康増進課 保健所 家庭児童相談室)

家の様子など報告あり。

アセスメント 日常的な世話(掃除、洗濯、

食事など)が全く出来ていない。子どもにも問題行動が出ているが、ケアが出来ていない。現状を問題とっていない。親族などの援助が期待できないなどリスクが高いことが明確であった。

母は施設入所は全く考えていないとのことだった。父母とも子どもたちをかわいがっていて、父も祖母に援助を求めたが子どもを手離すことは考えていないとのこと祖母に連絡。話をして来庁を待ち父母、祖母、児童相談所、家庭児童相談室で話し合い。

祖母は母が子の面倒を見るのは無理ではないかと判断して施設希望した(以前から生活費なども含めた家庭支援をしていた。しかしもう援助も限界と感じていた。)

父母同意せず。在宅でがんばりたいと主張。

関係機関会議 (父母と関係機関)

在宅方針。当面在宅で様子を見る。施設の方がよいと考えている事を伝え、家でみていくための条件を伝える。(関係機関の訪問などの働きかけに拒否しないこと。

長女の学校と連絡をとること了解してもらう。長男幼稚園入園すること。次女検診を受けること。)

関係機関役割分担

学校；長女のことを中心に援助およびモニタリング

幼稚園；長男のことを中心に援助およびモニタリング

保健所；保健センター 長男次女の健康管理 健診 発達に関すること

児童相談所；状況により施設入所も考えることを念頭に経過観察 養育などに指導

家庭児童相談室；各機関からの情報集約 進行管理 連絡調整

X年4月から

引き続き児童相談所経過観察

方針：家庭児童相談室、保健所、健康増進課、交互に家庭訪問して様子を見守る。学校 幼稚園とも連携。

その後の様子：訪問が条件だったが戸を開けてくれないことも多く、なかなか実態が把握できない。たまに開けてくれる。

家の中ひっきり返り、何がどこにあるのかわからない状態であった。食事は買いおかずでファーストフード中心、お菓子が多い。洗濯していない状態であった。

学校から長女が昨年より不登校 カウンセリングを受けているが、指導に乗れないことが多くなっている報告あり。長女の不登校は子どもの問題というより十分面倒が見られていないため（登校刺激が与えられない、朝起こさない、食事が十分でない 学校で必要なものを準備できないなど）によるものと思われた。

学校にはネグレクトという認識のもと カウンセリングだけでなく、教師による送迎の援助も始まる。

長男；幼稚園休みがちになる 母が送っていけない。

次女；心身の発達に遅れあり 援助に乗らない。

長男、次女も病気がちであったが対応が不十分であった。

長男、次女には保健センター保健所の関わりが強化された。助言指導だけでなく一緒に同伴して健診や受診した。しかし母のすっぱかしも多くなる。

X年7月

経済的困窮から母が夜就労していることがわかる。父も夜遅くしか帰ってこない。子どもたちだけで夜生活している。滞納が多くなり集金人が来るためか家の戸を開けてくれないことが多くなった。

X年9月

母より離婚相談あり。祖母より市役所に行きなさいと紹介されたと。母より生活保護に相談あり。父が生活費を入れてくれないとのことであった。

祖母来庁し、今後の相談をされる。「母は、子どもをかわいがっているけれども日常生活の世話出来ていない。躰も出来ていない。かわいがっているだけで子どものいうまま。祖母も面倒みられないので施設入所させてほしい」と強く要望であった。

関係機関会議（児童相談所 家庭児童相談室 祖母 父母）

施設入所同意得られず。

長女自主的に通学は始める。

長男次女の病気や発達の遅れに対する対応はなかなか指導に乗れない状態が続く。

X年12月 母より再度経済的問題で相談あり。父が生活費を入れてくれないので離婚して生活保護を受けたい。長女が学校に行きだしたので現住所に住みたいと相談。

生活全般の相談を聞く。収入が高く生活保護には該当しない。お金の使い方などに問題がある。日常的な生活全般がすぐに目に見えて改善するわけでもなく、父と話し合い、生活指導（お金の使い方）なども強化される。関係者の訪問などでモニタリングしている状況が続く。

X+1年3月 状態の改善みられず、祖父祖母来庁説得するも施設入所同意得られず。

学校、児童相談所、家庭児童相談室、保健所の訪問続く。

その間、長男、次女通園をはじめたり健診を受けたり少しは子どもへの関わりに改善みられるが継続したものではない。長女、携帯電話を自由に使い始める。夜寝ないで電話したりして再び学校に行けなくなる。母は注意が出来ない

関係機関会議 たびたび開かれるが膠着状態続く

X+2年3月

結局経済的困窮、子どもの問題行動（携帯電話のトラブル）に対応できなくなって施設入所となる。両親は最後まで施設入所に消極的であったが関係者が強く説得して入所となる。長期間関わってきたので親も納得することとなった。

<検討課題>

当初より父母の養育能力の低さのため在宅での援助は無理かなと考えられていたが父母の強い希望もあり、在宅でみていくこととなった。

多機関が関わり、ネグレクトという認識で保健所、学校、幼稚園は頑張って支援を実施した。しかし父母は援助に協力的ではなく、なかなか受け入れてもらえなかった。渋々指示に従う状態が続いた。

また適当なサービスがなく関係機関がやりくりして関わっていた（家の片付けなど）幼稚園、通学援助、医療など提供されて少しは改善がみられたが生活全般の改善には至らなかった。

在宅援助には家庭内に日常的にはいって、日々の生活をささえるキーパーソンが必要であると思えた。

ネグレクトケースの場合、目立ちにくいので発見されたときにはかなり深刻な状態であることが多い。しかし余程緊急でない限り保護されることは少ない。地域で関係機関が当該家庭を支援しながら、見守ってい

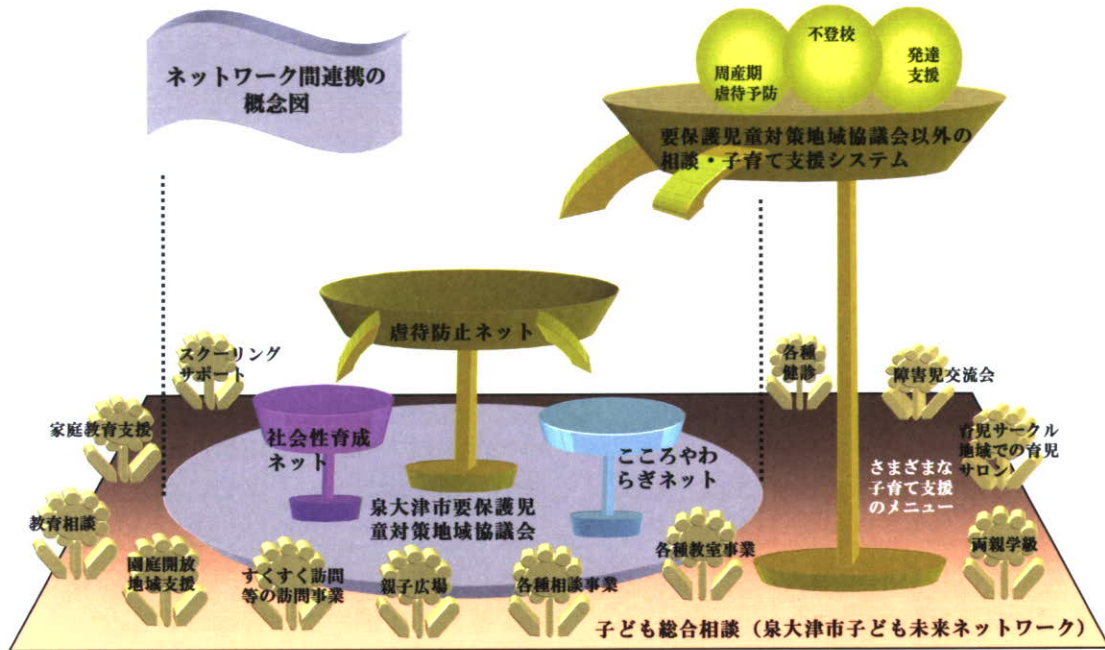
くということになる。

複雑な要因が絡み合っていることが多く、家族だけの養育には困難が予想される。地域で関わっている者は保護した方がよいと判断する事が多いが、家族は同意しないことが多い。また子どもを保護したとしても根本的な家族の問題が解決するわけではないというのも事実である。まず機能不全におちいつている家族の問題は何なのかを出来るだけ早急に検討して方向性を考えると同時に現時点でできる手だてを考える事が必要である。

親子の日常生活のなかでどんな援助が必要か？どの機関の誰がどのように関わればよいかを検討する。援助方針を立てる。経過の中で随時検討をし、必要に応じて、柔軟に変更していく。長期間、多機関によるきめ細かい観察と粘り強い関わりが必要であり、それでも劇的な改善はみられないことも多い。しかし親との関係が深まるとちょっとした危険な状態を言語化してくれたり、緊急時にはSOSを出してくれたりするものである。

反対に直接の担当者は関係がよくなると実態が見えにくくなったりもするので、定期的に担当者以外の者も参加したチェックが必要である。担当者の疲労、無力感に対する援助も必要である。親が援助を嫌がらないことが改善の第一歩である。援助に協力的にもっていけるような関わりが必要である。

資料 泉大津市 参考図1



泉大津市ケース管理台帳例